

島田市建設業関連業務委託に係る最低制限価格制度実施要領

制定令和5年10月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、島田市における測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設業関連業務」という。）の委託契約（以下「業務委託契約」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格制度の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 この要領の対象となる契約は、島田市が競争入札により発注しようとする島田市建設業関連業務委託に係る低入札価格調査制度実施要領の適用を受けるものを除いた業務委託契約とする。

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、当該業務に係る予定価格算出の基礎となった設計書仕様書等に基づき算定するものとし、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める予定価格算出の基礎となった経費の合計額（以下「最低制限比較価格」という。）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その最低制限比較価格が予定価格に110分の100を乗じて得た額（以下「予定価格（税抜き）」という。）に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格（税抜き）に10分の8（測量業務にあっては10分の8.2、地質調査業務にあっては10分の8.5）を乗じて得た額とし、予定価格（税抜き）に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格（税抜き）に10分の6（地質調査業務にあっては、3分の2）を乗じて得た額とする。

(1) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(2) 土木関係の建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

(3) 建築関係の建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(4) 地質調査業務

- ア 直接調査費の額
- イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(5) 補償関係コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、最低制限価格を予定価格に10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）から10分の8（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）までの範囲内における適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。

3 最低制限比較価格は1万円単位とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、予定価格（税抜き）に10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）を乗じて得た額の1万円未満の端数は切り上げる。

（入札参加者への周知）

第4条 入札参加者には、一般競争入札においては入札公告において、指名競争入札については指名通知書において、最低制限価格を設けていることを周知するものとする。

（予定価格表への記載）

第5条 最低制限価格を設けたときは、当該最低制限価格を予定価格表に記載する。

（落札者の決定等）

第6条 最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

2 最低制限価格を下回る価格で入札を行った者は、失格とする。また、失格となった者は、再度の入札があるときは、再度の入札に参加することができない。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。